陳情第５７号

2025年1月20日

大仙市議会
　議長　古谷　武美　　様

秋田県労働組合総連合　議長　高野　智子
〒010-0001　秋田市中通７丁目2-21　くらしと労働会館２階
電話　018-834-1808　FAX018-834-1816

秋田県春闘共闘懇談会　代表委員　奥井　明子
〒010-0001　秋田市中通７丁目2-21　くらしと労働会館２階
電話　018-834-1808　FAX018-834-1816

「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

【陳情の趣旨】

貴職におかれましては、日頃から、国民・住民の安定と安全・安心の確保、働く者の労働条件の改善、くらしの向上のためご尽力されていることに心より敬意を表します。

さて、食品など生活必需品の値上がりが続き、住民の生活を圧迫しています。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。また、価格転嫁ができずに苦しむ中小企業・小規模事業所の経営にも打撃を与えています。

物価高騰から労働者の暮らしを守り、日本経済の回復をすすめるためには、ＧＤＰの６割を占める国民の消費購買力を高め、経済の好循環をつくる必要があります。そのためには、最低賃金の抜本的改善による賃金の底上げが必要です。

日本の最低賃金制度の問題は、①最低賃金が低すぎて生活できない、②全国一律でないため、最低賃金の高い都府県に労働者が流出する、③中小企業支援が不十分、の３つです。2024年の改定によって、加重平均は1,055円（前年比+51円、+5.1％）となり、物価高騰分を補う水準が確保されたものの生活改善が実感できる引き上げとはなっていません。

日本の最低賃金は、地域別であることが全体が上がらない原因になっています。現行法では、最低賃金決定の３要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払い能力」を考慮し、最低賃金を決めています。地域別である限り、最低賃金が低い地域では、その現状の「支配能力」や経済状況冷え込んだ指標をもとに最低賃金が決められ、低いままとなります。また、最低賃金の高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別制度は、最低賃金が低い地域は常に低いままとなり、引き上げを妨げる構造的な欠陥があります。人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることもできません。最低賃金が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっています。最低賃金が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめている原因になっています。労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースです。このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできません。

私たちの最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費は、全域に

大仙市
7.1.22
議会事務局
収　受

よる大きな格差は認められません。政府として、最低賃金が全国一律となるよう最低賃金法を改正するべきです。

全国一律制にするとともに最低賃金を引き上げるためには、国による相応の財政捻出する決断も含め、社会保険料の事業主負担の減免など抜本的な中小企業・小規模事業所支援の強化が必要です。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が求められています。また、下請け企業への単価削減・賃下げが押し付けられないように公正取引ルールが実施される指導が必要です。労働者・国民の生活を底上げし、購買力を上げることで、地域の中小企業・小規模事業所の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

労働基準法は第１条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第 9 条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。最低賃金法を改正し、全国一律制度を実現し、抜本的に引き上げること、中小企業・小規模事業所支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して下記内容につきまして意見書を提出してくださるよう陳情します。

記

1. 政府は、最低賃金が全国一律となるよう最低賃金法を改正すること
2. 政府は、労働者の生活を支えるため、ただちに最低賃金 1500 円をめざすこと
3. 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、社会保険料の事業主負担の減免など中小企業・小規模事業所への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民の生命とくらしを守ること

以　上